

試験会場校に対する試験会場の認定条件

日本情報処理検定協会が主催します各種試験を団体受験として実施する場合は、試験会場校の認定申請が必要となります。

申請を希望する場合は、下記の内容に同意のうえ所定の申請書にて手続きください。

1. 申請条件

- ①申請会場で授業・講座が事前に実施されていること
- ②申請会場で受験可能な設備が整っていること
 - ・受験に必要なパソコン（5台以上）、ソフト、プリンタ等が受験者数に応じて用意されていること
 - ・受験が行える環境であること
- ③申請団体（各種教室・スクール・一般企業等）の1回の受験者数合計が原則10名以上であること（併願は2名と数える）
- ④試験監督者がいること
 - ・申請団体の所属長が認め、別紙「試験会場認定申請書」に明記されているかた
 - ・事前に受験する試験の実施要項を確認し、試験実施方法を理解しているかた※日本情報処理検定協会が主催する説明会に参加されることをお勧めします。

2. 申請方法

- ①試験会場校申請を希望する団体は、担当者を定め「試験会場認定申請書」に必要事項を記入のうえ、下記の提出物とともに郵送にて提出ください。その提出書類により審査し申請日から2週間を目安に、諾否を担当者に通知します。

<提出物>

- 試験会場認定申請書
- 申請団体の定款及び登記簿謄本（個人事業主の場合は住民票）
- 申請団体の会社案内（パンフレット等の会社概要が分かるもの）
- 実施講座等の案内パンフレット、チラシ等
- 試験会場の写真あるいは画像データ（外観とパソコン設置場所各2枚以上）

3. 認定後の試験会場校の対応

- ①試験会場の運営及び試験実施に関する事務等一切を申請団体の責任のもとに行う。
- ②申請内容（校名・担当者変更、閉校等）に変更があった場合は、速やかに日本情報処理検定協会に報告する。
- ③試験会場の担当者は、試験規則・日程を厳守し、日本情報処理検定協会との連絡を十分に行って試験を実施する。
- ④試験会場校の認定は1か年とするが、日本情報処理検定協会から認定取り消しの通知が無い場合は自動的に更新するものとし、以後も同様とする。ただし年度途中であっても、試験の権威を損ねる行為や不正が発覚した場合は認定を取り消す場合がある。また継続的に1回の受験者数が10名に満たない場合も同様とする。
- ⑤1年間受験がない場合、自動的に試験会場校の認定を取り消しとする。

以上

※（個人情報の取扱いについて）

1. 試験会場校認定申請でご提供いただいた個人情報は、当協会の個人情報保護方針に基づき、安全かつ厳密に管理いたします。
2. 個人情報は、認定申請および試験実施に関する事務手続きにのみ使用いたします。
3. 個人情報は、第三者に開示・提供・預託することはありません。
4. 個人情報の開示・訂正・削除については、以下の窓口までご相談ください。
（個人情報に関するお問い合わせ窓口） 電話：052-936-3817（個人情報保護担当：長村・河本）